

香芝市告示第48号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、次のとおり告示する。

なお、「別紙図面」は省略し、香芝市都市創造部土木建設課において20日間の縦覧に供する。

令和8年3月25日

香芝市長 三橋和史

公園名	位置	区域	供用開始日
香芝市スポーツ公園	香芝市今泉1120番3 ほか	別紙図面	令和8年3月30日